

豊橋柳生川南部土地区画整理事業保留地処分要領

(目的)

第1条 この要領は、豊橋柳生川南部土地区画整理事業保留地処分規程（以下「処分規程」という。）第37条に基づき、保留地の処分に関し必要な事項を定める。

(処分方法)

第2条 理事長は、保留地の処分にあたっては、処分規程第2条に規定する公開抽せん（以下「抽せん」という。）、一般競争入札（以下、「入札」という。）又は随意契約のうちから処分方法を選択し、理事会で協議のうえ総代会に諮るものとする。なお、随意契約は次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 抽せん又は入札により処分できなかったとき。
- (2) 組合員へ優先保留地（付け保留地）を処分するとき。
- (3) その他特に必要であるとして、理事長が理事会に諮り認められたとき。

(資格)

第3条 処分規程第6条第1項第4号、第15条第1項第4号又は第29条第2項第2号に規定する抽せん、入札又は随意契約にあたり理事長が不適当であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- (1) 未成年者（法定代理人の同意がある場合を除く。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員並びにその他暴力団に関係すると認められる者
- (3) その他理事長が不適当であると認めた者

(申し込み)

第4条 処分規程第7条第1項、第16条第1項又は第29条第1項に規定する申込書には、次に掲げる書類（発行後3か月以内のもの。）を添付するものとする。ただし、理事長が特に必要としないと認めたときは、この限りでない。なお、抽せん又は入札への参加申し込みは1世帯（1法人）1区画とする。

- (1) 本籍地の市区町村長が発行する身元証明書（個人が申し込む場合。）
- (2) 登記されていないことの証明書（個人が申し込む場合。）
- (3) 住民票謄本（抽せん又は入札で個人が申し込む場合。）
- (4) 住民票抄本（随意契約で個人が申し込む場合。）
- (5) 商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書その他代表者の資格を証する書類（法人が申し込む場合。）
- (6) その他理事長が必要と認めるもの

(本人確認)

第5条 処分規程第7条第2項又は第16条第2項の規定により参加指定書の交付を受けた者又はその代理人が抽せん若しくは入札に参加するときは、次に掲げる書類を提示するものとする。なお、代理人が参加する場合は委任状（発行後3か月以内のもの。）を提出すること。

- (1) 抽せん参加指定書又は入札参加指定書
- (2) 身分証明書（運転免許証、パスポート等本人と特定できるもの。）
- (3) その他理事長が必要と認めるもの

(契約の締結)

第6条 処分規程第30条第1項に規定する契約の相手方は、保留地売買契約の締結にあたり、次に掲げる書類等を提示又は提出若しくは使用するものとする。

- (1) 保留地売却決定通知書
- (2) 実印（法人にあつては社印及び代表社印。）
- (3) 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの。）
- (4) 売買契約に必要な収入印紙
- (5) その他理事長が必要と認めるもの

(引渡し)

第7条 理事長は、処分規程第30条第1項に規定する保留地売買契約書第5条第1項により、保留地を引渡すときは、契約の相手方に対し保留地引渡し書を交付する。

(委任)

第8条 この要領に定めのない事項は、理事長が理事会に諮り決定する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

豊橋柳生川南部土地区画整理組合
理事長 鈴木 良始 様

誓約書

貴組合の保留地処分に係る申し込みにあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 豊橋柳生川南部土地区画整理事業保留地処分規程及び保留地処分要領を遵守すること。
- 2 現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。

年 月 日

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

豊橋柳生川南部土地区画整理組合
理事長 鈴木 良始 様

確認書

私は、貴組合の保留地処分に係る申し込みにあたり、「保留地購入の手引き」
に記載された内容について十分確認しました。

年 月 日

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

豊 柳 第 号
令和 年 月 日

保留地引渡し書

様

東三河都市計画事業
豊橋柳生川南部土地区画整理事業
施行者 豊橋柳生川南部土地区画整理組合
代表者 理事長

令和 年 月 日に売買契約を締結した下記物件について、保留地売買契約書第5条第1項の規定により引渡します。

記

保留地の表示

街 区	
画 地	
地 積	平方メートル
引渡し日	令和 年 月 日